

平成21年度「元気な八戸づくり」市民奨励金・地域づくり応援コース

募集要項

募集期間： 平成22年1月29日 17:15まで

※関係書類を下記担当まで郵送または直接ご持参ください。

対象団体： ①地域コミュニティ計画を八戸市に登録した団体

②計画に登録した団体から交付申請を承認された団体（同意書が必要）

※地域コミュニティ計画とは、市内の各地区公民館が対象とする地域の振興、活性化を目的として策定された計画のことを指します。

対象事業： 登録した計画に掲載されており、以下に当てはまる事業

①計画策定をきっかけに、新しく取り組む事業

②計画策定をきっかけに、従来取り組んでいた事業を拡充して行う事業

奨励金額： 1 計画あたり30万円を限度、対象経費の50%以内

※平成26年度までの期間中であれば、複数の事業にご利用いただけます。

※同一事業を複数年にわたって行う場合は、限度額内で3回まで交付を受けることができます。

対象経費： 事業を実施するために直接必要と認められる経費で、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間に支出されるもの

※領収書がないものや、使途が不明なものは、奨励金の対象となりません。

審査決定： 書類審査や、必要に応じた聞き取りを行い、奨励金の交付を決定します。

※金額の決定後、概算払い・銀行振り込みにて交付します。

＜対象経費の例＞

対象になる経費	対象にならない経費
消耗品費（材料など）	食糧費
備品購入費	団体の運営費（毎年支出する事務費、1回限りで終了するイベントの経費など）
印刷製本費	
保険料（ボラティア保険など）	
賃借料（会場、機械などの借り上げ）	その他、対象経費が不明の場合は、下記までご相談ください。
謝礼、旅費（会員の視察旅費は対象外）	
アルバイト賃金（団体運営に関するものは対象外）	
通信運搬費	



総合政策部 広報市民連携課 市民協働グループ / 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

電話：0178-43-9207（直通） FAX：0178-47-1485

- ・ 奨励金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- ・ 交付決定後、事業内容を変更する場合は、あらかじめ変更手続が必要ですので、速やかに広報市民連携課の市民協働グループまでご連絡ください。
- ・ 事業実施にあたり、適正な予算執行に努めてください（物品等の購入における速やかな支出、領収書等の支払いに関する書類の保管）。
- ・ できるだけ、活動の記録を残すようにしてください（写真・ちらし・新聞記事など）。
- ・ 虚偽の申請があった場合等は、奨励金の交付を取り消す場合があります。

提出書類をご確認ください（下記表の“□”に印をつけると簡単に確認できます）

★応募の際に必要な書類

<input type="checkbox"/>	第1号様式 交付申請書（2枚1組）	事業が複数ある場合は1つずつ申請
<input type="checkbox"/>	第2号様式 事業収支予算書	
<input type="checkbox"/>	第3号様式 申請同意書	※事業実施団体が申請する場合に必要
<input type="checkbox"/>	見積書の写し	備品を購入する場合
<input type="checkbox"/>	全体の事業予算	複数年事業の場合
<input type="checkbox"/>	その他、事業に関連する参考資料	

★事業が終わった時に提出する書類

<input type="checkbox"/>	第5号様式 実績報告書	
<input type="checkbox"/>	第6号様式 事業収支決算書	領収書を添付
<input type="checkbox"/>	その他、事業に関連する参考資料	写真や成果物など

お気軽に広報市民連携課・市民協働グループ
（43-9207）までご連絡ください！

